平成２６年（フ）第９０７号
堺市南区茶山台２丁３番31―309号
債務者　中岡　睦登
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９３６号
堺市北区東三国ヶ丘町４丁２番９―104号、前住所大阪府和泉市池田下町2861番地の８
債務者　平野　敏和
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９５３号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁321―103、住民票上の住所堺市西区浜寺船尾町西２丁91番地　古藤住宅13号室
債務者　中崎　和広
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９５６号
大阪府高石市高師浜４丁目12番６―402号、前住所大阪府高石市綾園７丁目４番15―207号
債務者　奥村　直樹
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９６２号
大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目６番20号
債務者　藤田　典子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９８２号
堺市堺区東雲西町２丁２番15号
債務者　飯田　美香（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６７号
大阪府岸和田市畑町1269番地の１エコールかつらぎ203号
債務者　庭和田俊彦
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７７号
大阪府泉佐野市日根野3430番地の20
債務者　大野　寿代（旧姓塩谷）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４８１号
大阪府阪南市黒田363番地の６―102号
債務者　古垣　祐紀
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４８５号
大阪府貝塚市半田180番地井出マンション７号
債務者　西　　誠美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４９６号
大阪府泉大津市助松町１丁目３番33号エクセラート北助松113号
債務者　米澤こと　米沢カズミ
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５００号
大阪府岸和田市上松町3033番地グレイスハイツ604号
債務者　髙橋　公雄
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５２１号
大阪府和泉市寺田町２丁目５番36―105号
債務者　東　由紀子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５２５号
大阪府阪南市石田600番地の６―32棟304号、前住所大阪府阪南市石田600番地の６―７棟505号
債務者　小川　弘美（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５２８号
大阪府和泉市池上町264番地の４
債務者　川畑　安代
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５３０号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番７―103号、前住所大阪府和泉市鶴山台２丁目２番７―304号
債務者　伊藤　　弘
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３３２号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅3245番地　町営住宅港団地２号棟203号室
債務者　三葛　　明
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係